


<p>在宅中心静脈栄養療法 (HPN)</p> 	<p>自宅で行う中心静脈栄養法（高カロリー輸液）のこと。静脈栄養以外（腸管大量切除、腸管機能不全）に、栄養維持が困難な人が適応。経口摂取が困難な場合でも、点滴だけで栄養状態を正常に維持でき、人体に必要なすべての栄養を補給する方法をいう。鎖骨の下・首・大腿の付け根の静脈からカテーテル（点滴用チューブ）を挿入し、中心静脈（CV）の太い血管にカテーテルを留置し、中心静脈から高カロリー輸液（IVH）を行う。</p> <p>付記（ケボイト） 腸を大量切除している人など、腸からの栄養吸収が不可能な人が対象。</p>
<p>在宅療養支援診療所 (在宅診)</p>	<p>24時間365日体制で往診・訪問診療を実施する診療所をいう。在宅医療を推進するために、2006年に医療法の改正により新設された。</p>
<p>在宅療養支援病院 (在宅病)</p>	<p>24時間365日体制で往診・訪問診療を行い、患者さんの在宅療養をサポートする病院をいう。在宅医療を推進するために、2006年に医療法の改正により新設された。</p>
<p>人工呼吸器</p>	<p>レスピレーターの項目参照。</p>
<p>ショートステイ</p>	<p>老人ホーム等に短期間入所して、食事・入浴・排泄など日常生活の援助を受けること。</p>
<p>褥瘡 (じょくそう) (俗に：ねだこ)</p>	<p>長期にわたって同じ体勢で寝たきり等になった場合、体と支持面との接触局所で血行が不全となって、周辺組織に壊死（腐る）を起こすもの。床ずれとも呼ばれる。</p>
<p>成年後見制度</p>	<p>判断能力の不十分な者を保護するために、一定の場合に本人の行為能力を制限するとともに、本人のために法律行為を行い、または本人による法律行為を助ける者を選任する制度。申請窓口は、家庭裁判所。地域包括支援センターが相談窓口にもなっている。</p>
<p>セカンドオピニオン</p>	<p>患者さんが、検査や治療を受けるにあたり、主治医以外の医師に意見を求めることをいう。セカンドオピニオン外来を受診する場合は、診療ではなく、相談になるため、健康保険給付の対象とはならず、全額自己負担となる。</p>
<p>ターミナルケア</p>	<p>終末期医療および看護のこと。末期がんだ治療困難な患者などに対して主に延命を目的とするのではなく、身体的な痛みや精神的な苦痛を軽減することによって、生活の質（QOL）を向上することに主眼が置かれ、緩和医療に加え、精神的側面を重視した総合的なケアを指す。ターミナルケアを専門に行う施設はホスピスとも呼ばれる。</p> <p>付記（ケボイト） ターミナル期とは、余命約6ヶ月以内とされ「あらゆる手段を尽くして治療しても治療に至らない状態で、患者にとって全人的にみて治療行為が不適切と思われる時期」と定義されています。</p>
<p>退院調整</p>	<p>退院後の在宅療養がスムーズにいくように、入院中から事前にサービスなどを調整すること。</p>
<p>退院前カンファレンス</p>	<p>患者さんが退院する少し前に、医師をはじめとする各職種と、患者さんや家族、ケアマネジャー等の介護関係職種が一堂に会して、現在の状態説明と、退院後も安心した生活が送れるように、介護サービスの利用調整等を話し合うことを指す。医療相談員（MSW）が開催の連絡調整や司会進行を行うことが多い。</p>
<p>チアノーゼ</p>	<p>皮膚や粘膜が青紫色である状態をいう。一般に、血液中の酸素濃度が低下した際に、爪床や口唇周囲に現れやすい。</p> <p>但し、ヘモグロビンの量でチアノーゼは出現するため、元々ヘモグロビン量の低い貧血患者は発生しにくい。</p> 
<p>地域包括支援センター</p>	<p>地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメント等を総合的に行う機関。各市区町村に設置・民間に業務委託されている。2005年の介護保険法改正で制定された。</p>
<p>通所介護</p>	<p>要介護者が老人デイサービス事業を行う施設やデイサービスセンター等に通り、入浴・排泄・食事などの介護、生活についての相談、健康状態の確認、その他の必要な日常生活上の世話や機能訓練を受けるサービスを指す。通称デイサービス。</p>
<p>疼痛コントロール</p>	<p>主に、がんによる痛みに対して、個人個人にあった内服や外用薬、民間療法等の方法で、痛みを軽減できるように調節すること。</p>
<p>動脈血酸素飽和度 (SPO2)</p>	<p>血液中のヘモグロビンの何パーセントが酸素と結合しているかの値。97%以上が正常値といわれている。</p>